

北九州市提案型ネーミングライツ制度について

1 制度の概要（提案型ネーミングライツとは）

命名権を取得したい施設やその条件（命名権料や契約期間など）を、民間事業者（ネーミングライツサポーター）から市に対して提案いただき、市の施設等に「愛称」として企業名や商品名等を付けていただくことが出来る制度です。

2 「提案型」ネーミングライツの特徴

命名権を取得したい施設やその条件（命名権料や契約期間など）を、民間事業者が自由に提案することが出来ます。

3 本市「提案型」の特徴

命名権料および契約期間に、提案の際の目安となる「最低提案条件」を設定しています。（一部の施設を除き、命名権料は年額100万円以上、契約期間は3年以上で提案が可能です）

4 提案対象施設

原則として、すべての市有施設を対象とします。

ただし、庁舎や学校、歴史的価値のある施設、その他ネーミングライツになじまない施設は除きます。

（参考）主な提案可能な施設

北九州芸術劇場、子どもの館、北九州環境ミュージアム、穴生ドーム 等

5 事業者の募集から命名権導入までの流れ

(1) 事前協議～正式提案

⇒事前協議のなかで愛称の妥当性や各種条件（命名権料、期間、看板など）を市と提案事業者間で話し合いを行います。

(2) 選考～選定

⇒市民・利用者の皆様からの意見聴取を経て、事業者審査会による審査、選定を行います。

(3) 契約～導入

⇒事前協議から導入開始まで、最短6ヵ月程度です。

6 今後のスケジュール

○ 令和4年4月～令和4年7月末

提案募集開始（公募競争期間）

※この期間に提案書の受付を行った施設については、提案事業者が重複した場合は提案審査会において事業者を選定します。

○ 令和4年8月以降

常時提案募集の開始（先着受付期間）